

伊丹市立北部学習センター及び伊丹市立図書館北分館の
指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の
規定により伊丹市立北部学習センター及び伊丹市立図書館北分館の
指定管理者を下記のとおり指定するので、同条第 6 項の規定により、
議会の議決を求める。

記

1 指定するもの

住 所 伊丹市中野北 3 丁目 1 番 4 1 号

名 称 特定非営利活動法人まちづくりステーションきらめ
き

代表者 理事長 永島 健一

2 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

(参 考)

団体の概要

1 設立日

平成15年11月21日

2 資産の総額

16,296,381円

3 構成員数

役員数 11名（理事9名，監事2名）

職員数 24名（臨時職員12名含む）

4 目的

21世紀を担う青少年及び一般市民に対して，文化，芸術，スポーツ及びレクリエーション活動を行う機会を提供することによって，青少年の健全な育成を図るとともに，市民が生涯，健康で明るい生活を，市民参加のもと，地域に根ざしたコミュニティの創造を図ることにより，誰もが，自分らしく輝いて生きることのできるまちづくりに寄与すること。

5 特定非営利活動の種類

- (1) 保健・医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術，文化，芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動

6 特定非営利活動に係る事業の種類

- (1) 青少年に対する総合学習支援事業
- (2) 地域住民に対する生きがい作り，社会参加を推し進める文化交流事業
- (3) 公共施設，センター等管理運営・受託事業
- (4) まちづくりに関する調査研究，広報，提言事業